

令和  
7年度

## ◆ 長久手「いいね」賞 表彰式 ◆

問 秘書広報課 ☎56-0603

長久手「いいね」賞の表彰式を3月26日(木)に実施しました。地域でのゴミ拾い活動、小中学生の通学時見守り活動、棒の手伝統流派の保存・継承活動など個人12人と2団体のみなさんに表彰状をお渡ししました。

今回、表彰させていただいたみなさんは、次のとおりです(順不同)。

山本孝幸さん(写真)、勝時哉さん(写真)、市が洞シニアクラブ様(写真)、長久手柔道会様(写真)、祖父江輝雄さん(写真)、駒村和廣さん(写真)、長尾富美子さん(写真)、長谷川弘美さん(写真)、山本翔大さん(写真)、浅井浩さん(写真)、近藤秋實さん、近藤鋭雄さん(写真)、近藤鋭男さん(写真)、近藤賢久さん



長久手「いいね」賞は引き続き推薦を受け付けています。みなさんの周りで「いいね」という活動をしている人の推薦をお待ちしています。



## あなたのくらしに! 消費生活情報



問 地域共生推進課  
☎56-0551

### 【暮らしのレスキューサービスのトラブルに注意!】

#### トラブル事例

夜遅くにトイレが詰まり、慌ててインターネット検索で上位に表示された「見積り無料、修理1,000円～」と書かれた広告を見て電話をかけるとコールセンターに繋がりに、すぐに担当者に向かわせると言われた。まもなく来訪し、バキューム作業や通貫作業を行ったがつまりは取れず、便器を外して高圧洗浄をすると30万円かかると言われ、断れずお願いした。作業後、高すぎると伝えると現金払なら25万円にするというのでコンビニATMでお金を下ろして払った。翌日アパートの管理会社に連絡したが、勝手に業者に依頼した場合は自己負担になると言われた。

#### アドバイス

水回りの修理や鍵の開錠サービス、害虫・害獣の駆除など暮らしのレスキューサービスで高額請求を受けるトラブルが多発しています。消費者が業者に来訪要請した場合は、原則訪問販売にあらず、クーリング・オフの適用がありません。ただし、事例のように広告や事前の見積額とあまりにもかけ離れた内容や金額の工事を契約させられた時には、クーリング・オフを主張できる場合があります。納得できない場合は慌ててその場で支払いせず、相談しましょう。緊急時にはインターネットで上位に表示された安価な業者を選びがちですが、価格だけで選ぶのはリスクがあります。日頃から地元の信頼できる水道工事店や、賃貸の場合は管理会社の連絡先を確認しておきましょう。

愛知中部水道企業団  
指定工事店協同組合  
修繕センター



騙されたかも?と思ったら早急に消費生活センターに相談してください。日程や時間はP.17へ。

- 長久手市消費生活センター (市役所西庁舎2階 地域共生推進課内) ☎64-6503
- 愛知県消費生活総合センター ☎052-962-0999